

大阪広域環境施設組合暴力団排除条例

平成27年 2月20日 条例第10号

最近改正：令和5年 2月10日 条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、暴力団による不当な行為その他暴力団を利する行為を防止し、及びこれらにより本組合の事務若しくは事業に生ずる不当な影響を排除することその他の暴力団の排除に関し、基本理念を定め、暴力団の排除のために必要な事項等を定めることにより、市民生活の安全と平穏を確保するとともに、本組合事業の健全な運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 事業者 組合の公共工事その他の事務又は事業に関係する者をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、暴力団が組合構成団体の区域における事業活動及び市民の生活に不当な影響を与える存在であることにかんがみ、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本にするとともに、組合、事業者、警察その他暴力団による不当な行為の防止を目的とする団体が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

(組合の事務及び事業における措置)

第4条 組合は、公共工事その他の組合事務又は事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有するものを組合が実施する入札に参加させな

い等の必要な措置を講ずるものとする。

(不当要求行為に対する措置)

第5条 組合は、暴力団員等から職員に対して不当な要求があった場合には、これを拒否するとともに、適正かつ円滑な職務の執行を確保するため、警察等と連携を図りながら必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の収集及び提供)

第6条 大阪広域環境施設組合個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年条例第3号）第2条第2項第1号に規定する実施機関（以下「実施機関」という。）は、この条例に基づき暴力団の排除を図るため、実施機関が定めるところにより、必要な個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するものとする。

2 大阪広域環境施設組合議会（以下「組合議会」という。）は、この条例に基づき暴力団の排除を図るため、議長が定めるところにより、必要な個人情報を収集するものとする。

3 実施機関は、この条例に基づき暴力団の排除を図るために必要があると認めるときは、実施機関が定めるところにより、第1項の規定により収集した個人情報を大阪府警察本部長に提供するものとする。

4 組合議会は、この条例に基づき暴力団の排除を図るために必要があると議長が認めるときは、その定めるところにより、第2項の規定により収集した個人情報を大阪府警察本部長に提供するものとする。

(施行の細目)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年7月23日条例第1号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和元年7月23日条例第4号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和5年2月10日条例第3号）抄

この条例は、令和5年4月1日から施行する。